鴨川市立認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 10 月 20 日

鴨川市長　佐々木久之

鴨川市規則第 44 号

鴨川市立認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市立認定こども園設置条例施行規則（平成 29 年鴨川市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の表鴨川市立江見認定こども園の項中「30 人」を「20 人」に、「45 人」を「60 人」に、「18 人」を「36 人」に、「６人」を「８人」に改め、同表鴨川市立西条認定こども園の項中「30 人」を「27 人」に、「45 人」を「48 人」に、「22 人」を「26 人」に改め、同表鴨川市立鴨川認定こども園の項を削り、同表鴨川市立田原認定こども園の項中「15 人」を「９人」に、「45 人」を「36 人」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。